

新潟市人権教育、同和教育推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 新潟市人権教育・啓発推進計画（以下「計画」という。）に基づき、その内、新潟市学校園のすべての教職員の人権教育、同和教育にかかわる指導力、並びに意識の向上を図るために、人権教育、同和教育に関する教育施策の総合的かつ効果的な推進を図り、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、人権教育、同和教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新潟市人権教育、同和教育に関する教育施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) その他人権教育、同和教育施策の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、外部委員有識者をもって充てる。
- 3 副座長は、学校支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 座長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要と認めたとき、第3条に規定する推進委員会の構成員以外の者を推進委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 委員がやむを得ず推進委員会を欠席する場合は、委員があらかじめ指名した代理の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 座長は、分野別の課題について調査・検討し、計画の推進に必要な施策を具体的に実施する必要があると認めたとき、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、第3条に規定する推進委員会の構成員のうち、座長が指名する者をもって充てる。
- 4 副部会長及び部会員は、第3条に規定する推進委員会の構成員以外の者を充てることができる。

5 前4項に定めるもののほか、部会の設置に必要な事項は座長が別に定める。

(事務局)

第7条 推進委員会の所掌事務を処理するため、教育委員会学校支援課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

別表 委員（第3条関係）

外部委員（有識者）

大学教授

部落解放同盟県連

新潟県人権・同和センター

手をつなぐ育成会

庁内委員

広聴相談課

男女共同参画課

教育委員会生涯学習センター

〃 学校支援課

新潟市同和教育研究協議会